

判決年月日	平成 2 4 年 8 月 2 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 3 8 6 号		
○ 登録商標「激馬かなぎカレー」につき，公序良俗違反を理由にその登録を取り消した異議の決定の判断を維持した事例			

（関連条文）商標法 4 条 1 項 7 号

1 事案の概要

原告は五所川原市金木町で飲食店を営む者であるが，平成 2 2 年 3 月 2 日，指定役務を第 4 3 類「食材に馬肉を用いたカレー料理を主とする飲食物の提供」として，本件商標「激馬かなぎカレー」（標準文字）の登録出願をし，同年 7 月 1 4 日に登録査定を，同年 8 月 2 0 日に設定登録を受けた（商標登録第 5 3 4 6 4 4 3 号）。これに対し，金木町の特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部（申立人）は，平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日，本件商標は著名な申立人の商品の名称「激馬かなぎカレー」と同一又は類似であるか（商標法 4 条 1 項 6 号），本件商標の登録出願は申立人の新商品開発に便乗し，商標を剽窃する目的でされたもので，公序良俗に反する（同項 7 号）として，登録異議の申立てをした（異議 2 0 1 0－9 0 0 3 6 7 号）。特許庁は，平成 2 3 年 1 0 月 5 日，本件商標の登録は公序良俗に反するとして，これを取り消すとの決定をしたので，原告がこの決定の取消しを求めたのが本件訴訟である。

2 裁判所の判断

裁判所は，金木町及び周辺の住民に対し，地域伝統文化・芸術を活用した観光振興事業や地域経済活性化を図るための各種事業を行い，社会全体の利益の増進に寄与することを目的として設立された申立人が，国の経費支出を受ける地域活性化事業の一環として，特産の馬肉を使用したカレーを開発し，「激馬（げきうま）かなぎカレー」と命名したことや，原告が申立人の活動に参加申込みをして，上記カレーのレシピの開示等を受けたこと，申立人が国の担当官から商標登録出願を差し控えられたいと告げられたので出願しなかったこと及び原告と申立人との間の本件商標権の譲渡・放棄を巡るやり取り等の経緯を認定した上で，「これらの経緯からすれば，地域住民及び商店のために活動する申立人が，国の経費支出を受け，伝統ある金木町全体の地域活性化のために行う本件事業の一環として，金木町特産の馬肉を使用したカレーを開発し，その名称『激馬かなぎカレー』を考案したにもかかわらず，金木町内で飲食店を営む原告が，申立人の活動に参加したに止まるのに，申立人において上記名称に係る商標登録出願をしていないのに乗じて，本件商標の登録出願に及んだものと評価せざるを得ない。また，原告が申立人からの本件商標権の譲受けの申入れに応じず，申立人が特定非営利活動法人であることからみて必ずしも少額とはいえない金額の対価による通常使用権の設定にこだわっていることにかんがみると，原告の意図次第で，申立人や金木町内の他の飲食店等が本件商標の使用を妨げられることにもなる。」と判示して，決定の公序良俗違反の判断に誤りはないとした。